

令和5年1月30日

各位

八戸圏域水道企業団
管財出納課

単品スライド条項の運用基準の見直しについて

当企業団では、工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）について、平成20年8月から運用基準を定めて実施しておりますが、昨今の資材価格の急激な高騰に対応するため、先般、国土交通省の定める「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」が改定されたことを踏まえ、当企業団においても、運用基準を見直しましたのでお知らせします。

なお、様式等については、当企業団の定める様式等がありますので、ご使用の際は、当企業団ホームページ（下記3参照）からダウンロードしてご使用ください。

1. 運用の見直しのポイント

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更する。

《新たな運用》

購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とするなど。

2. 施行期日

令和5年2月1日以降の請求分から適用します。

（※請求の際に、残工期が2ヶ月ある場合に限りです。）

3. 当企業団ホームページの案内

単品スライド条項の運用基準、様式等は、当企業団ホームページからご確認ください。
「企業団トップページ」→「事業者の方へ」→「入札契約について」の「お知らせ」
→「単品スライド条項の運用について」

八戸圏域水道企業団
管財出納課 管財契約グループ
TEL 0178-70-7082